

<要 旨>

本研究は、制定済みの議会基本条例の調査・研究にもとづいて、雫石町議会の議会基本条例の策定と財政白書の作成を支援することを目的としている。特に、議会基本条例の策定にあたっては、各段階において綿密な意見交換を行い、議論をへて、雫石町議会の目指す議会及び議員の活動方針の実現を期した。議会基本条例は、議会での審議をへて、平成26年3月20日に可決、制定された。議会基本条例にもとづく議会及び議員の活動が期待されるが、今後は、検証のための議会改革評価表の作成が待たれる。

1 研究の概要（背景・目的等）

地方議会活性化の取り組みとして議会基本条例の制定がある。雫石町議会は、2012年度に、議会改革特別委員会における議論を通して改革の具体的な方向性について検討した。2013年度には、議会基本条例の策定及び制定とともに、財政白書の作成を目指すこととした。本研究の目的は、議会改革に向けての取り組みとして、調査・研究を通して具体的な方向性を探るとともに、議会及び議員との共同作業によって議会基本条例の策定及び制定、財政白書を作成することにある。

議会基本条例の策定は、これまでは、講演などにおいて議会が専門的知見を部分的に活用するという形で行なわれてきた。雫石町議会においては、地方自治の時代にふさわしい議会のあり方、議会及び議員の使命及び役割を検討したうえで、持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することができる議会の活性化と充実に必要な議会運営の基本事項について、調査・研究の成果に依拠しながら、素案の策定段階から議会及び議員と研究者との間で議論を尽くすこととした。

本研究の目的は、議会及び議員との共同作業を通して、議会基本条例案の策定と財政白書の作成に取り組むことであるが、期待される効果として次の点があげられる。前者については、議会及び議員の活動を明示することによって、議会の諸機能及び議員の能力を強化することができ、住民及び有権者による議会及び議員の活動の評価が可能となる。後者については、財政についての監視機能を強化することができ、住民に対しても財政見通しに照らした説明が可能となる。

2 研究の内容（方法・経過等）

本研究は、議会基本条例の策定と財政白書の作成という2つのテーマで、議員及び議会事務局職員との共同作業として実施した。議会基本条例については、調査・研究の結果を議会改革特別委員会及び全議員を対象に報告、意見交換しながら問題点を把握するという手順をとった。議会基本条例の素案、原案の策定にあたっては条文ごとに意見交換を行ないながら案の策定を目指した。財政白書については、先進自治体の取り組みについ

での調査・研究とともに、専門家による研修をへて、作成に取り組むこととした。

具体的には、議会基本条例については、議会基本条例をすでに制定している議会のなかでも先進的な取り組みを行っている北海道福島町議会、登別市議会、宮城県蔵王町議会他についてヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査の結果他にもとづいて、条文構成モデル、滝沢村議会基本条例（素案）によって基本的枠組みを示すとともに、栗山町議会基本条例をモデルとして、議会基本条例の作成にあたっての問題点について、条文ごとに目的と内容を検討したうえで、要点について指摘することとした。

雫石町議会が検討している議会改革評価については、議会による事業評価、議会改革評価、雫石町議会の議会改革評価について検討することとした。議会による事業評価については、注目されている取り組みとして、多摩市議会、飯田市議会の取り組みを取り上げ、議会による事務事業評価の可能性と限界を指摘することとした。雫石町議会が検討している議会改革評価については、所沢市議会と登別市議会の例を取り上げ、方向性を探ることとした。

議会基本条例の策定については、手順として、まず、議会改革特別委員会が、条文構成モデルの提示を受け、議会基本条例（素案）を策定した。それを受け、議会基本条例（素案）について[論点]を明らかにしたうえで、[論点]について「検討」を行ない、議会改革特別委員会に提示した。さらに、議会改革特別委員会による、[論点]、[検討]についての指摘を受け、検討を行い、[再検討]として意見を提示した。また、〈「議会基本条例」（素案）逐条解説〉についても同様の手順で意見交換、検討を行なった。

3 これまで得られた研究の成果

議会基本条例については、最終的に、原案を策定し、原案は、議会での審議をへて、平成26年3月20日に、「条例第12号」として可決、成立した。条文の構成は、以下のようになっている。

前文
第1章 総則
第1条-目的
第2章 議会及び議員の活動原則
第2条-議会の活動原則
第3条-議員の活動原則
第4条-危機管理
第3章 町民と議会の関係
第5条-町民と議会との関係
第6条-議会の自己評価
第4章 町長等と議会の関係
第7条-町長等と議会及び議員の関係
第8条-政策等の形成過程への説明要求
第9条-評価の実施
第10条-議会の議決すべき事件
第5章 自由で活発な議論の議会
第11条-政策形成力を高め合う自由で活発な 議論の場
第12条-委員会の活動原則
第6章 適正な議会機能
第13条-適正な議会費の確立
第14条-議会事務局の体制整備
第15条-議員研修の充実
第16条-議会広報の充実
第17条-議長・副議長志願者の所信表明
第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇
第18条-議員の政治倫理
第19条-議員定数
第20条-議員報酬
第8章 最高規範性及び見直し手続
第21条-最高規範性
第22条-見直し手続
附則

議会基本条例の構成及び内容は、概して、正統的なものである。雫石町議会の議会基本条例の特徴は、危機管理（第4条）、議会の自己評価（第6条）、評価の実施（第9条）に確認することができる。もちろん、いずれにおいても先進的取り組みがあることは言うまでもないが、岩手県内の議会基本条例においては先進的規定と言えるであろう。しかし、議会の自己評価（第6条）、評価の実施（第9条）については、課題もある。この点については、報告において指摘した。

議会基本条例の逐条解説も同じ構成で作成されている。解説は、内容的には、若干、説明不足のところもあるが、住民の理解に資するものとして作成されている。議会基本条例及び逐条解説はホームページで公開されている。条文に規定された点については、規定にしたがって、6月定例会において実践されている。また、町民との懇談会の開催、地域住民との懇談会の開催もすでに実

施されている。取り組み全体については、議会の自己評価（第6条）の規定にもとづいて明らかにされるものと思われる。

財政白書については、先進自治体の取り組みについての調査・研究とともに、専門家による研修をへて、作成に取り組むこととした。しかし、実際には、議会基本条例の検討及び策定に時間がとられ、成果としては、財政白書の作成にいたらず、専門家による講演を実施して、作成の方向性を探るにとどまった。講演の内容は、「議会による自治体財政分析—自治体財政の分析方法と着眼点について考える—」と題して講演録を作成し、次年度における検討材料として配布した。

4 今後の具体的な展開

議会基本条例は制定されたので、今後の具体的な展開としては、第一義的には、条例に規定したことを粛々と実施するということである。もちろん、先進事例をふくめ、議会基本条例にもとづくさまざまな取り組みが十分に成果をあげているかというところとそうとは言いがたいところがある。「反問権」のように、言葉が独り歩きしているものもある。また、議会基本条例を定期的に検討している議会もそれほど多くはない。このような点をふまえ、今後の具体的な展開として以下の点を指摘する。

雫石町議会の議会基本条例の特徴のひとつに議会の自己評価（第6条）があるので、議会基本条例に規定したさまざまな取り組みを評価するための評価表の作成に取り組み、年度末には、取り組み状況を評価して公表する必要がある。そのことによって、議会改革の進捗度や課題が確認されるものと期待される。財政白書については、再度、専門家による研修等をへて、議会及び議員の活動にとって効果的な分析方法を確立するとともに、財政白書の作成に取り組むことができるものと期待される。